

独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の中期目標（案）及び中期計画（案）の対照表

中期目標（案）	中期計画（案）
<p>独立行政法人通則法第29条の規定に基づき、平成17年9月1日から平成21年3月31日の間に独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を以下のとおり定める。</p> <p>（前文）</p> <p>「沖縄科学技術大学院大学設立構想」は、沖縄に世界最高水準の自然科学系の研究・教育を行う「沖縄科学技術大学院大学（仮称）」（以下「大学院大学」という。）を設立しようとするものである。</p> <p>この大学院大学は、教授陣及び学生の半数以上を海外から迎え、英語を常用語とするなど、真に国際的な高等教育機関とすることとしている。また、柔軟で自律性の高い運営の下、生物学、物理学、化学、数理科学、計算科学などを融合した先端的な研究・教育を行うこととしている。</p> <p>このような過程を経て、沖縄の地理的優位性や地域特性を活かし、アジア・太平洋地域さらには世界に開かれた中核的な研究・教育機関となり、21世紀の沖縄の振興のみならず、世界の科学技術の発展に貢献することを目的としている。</p> <p>機構は、この沖縄科学技術大学院大学設立構想を推進する主体として設立されたものである。大学院大学設立の準備と併せて、国際的に卓越した科学技術に関する研究開発などを推進することにより、優れた研究者を募り、研究者を養成し、その資質を高めるとともに、研究開発を行う環境の整備・充実を図り、もって沖縄における研究基盤を整備し、世</p>	<p>（序文）</p> <p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条の規定に基づき平成17年9月1日付けをもって内閣総理大臣から指示のあった独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構中期目標を達成するため、同法第30条の規定に基づき、次のとおり、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構中期計画を定める。</p> <p>（前文）</p> <p>1. 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構（以下「機構」という。）は、沖縄において、世界最高水準の研究及び教育を行う「沖縄科学技術大学院大学（仮称）」（以下「大学院大学」という。）を設置するための礎を築くことをその任務としている。機構は、生物学、物理学、化学、数理科学、計算科学等の諸分野を融合した、学際的な研究プロジェクトを展開する。そして、革新的な研究を実施するとともに従来の科学の分野の境界を乗り越えることができる新たな世代の研究者を輩出するため、科学分野間の相互作用を促すことのできる研究領域において、研究組織を創設することを目指す。機構における研究及び研究者養成に関する活動は、科学分野の国際共通言語である英語によって行われる。そして、機構は、世界の主要な研究機関と競争し得る国際的な研究機関を目指す。</p> <p>2. 本中期計画の当初の段階において、機構が達成し得る成果については、当面の資源の制約を勘案する必要がある。本中期計画が対象とする期間には、平成17年度の9月以降の期間及びその後の3年間で、平成21年3月31日を終期とする。更にこの期間をおおよそ平成19年3月までの1年7か月（前半）と残りの2年（後半）とに区分する。</p>

界最高水準の研究・教育を行う大学院大学の礎を築くことを期待する。

3. 世界最高水準の研究機関としての地位を獲得するためには、それに見合った研究・居住環境が必要であり、研究施設、住宅等を整備する必要があり、それらの整備は機構の存続期間を通して進められることとなるが、世界最高水準の実現に向けた環境整備は、20人程度の主任研究員（研究スタッフ総数200人程度を想定）を収容し得る施設が整備されることから始まると考える。将来の大学院大学への発展については、今後検討していきたい。

4. 機構の設立に先駆け実施されてきた先行的研究事業が順調に推移している。研究は主に神経科学に関連する分野を中心に行われているが、うるま市における当面必要な施設の使用の見通しに基づき、今後2年間で主任研究者12人程度（研究スタッフ総数100人程度を想定）の規模にまで先行的研究事業を拡大することを目指す。

#### I 中期目標の期間

本中期目標の期間は、平成17年9月から平成21年3月までの3年7か月間とする。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

#### 1 科学技術に関する研究開発

世界最高水準の大学院大学の構成員となる者として相応しい、個々の自由な発想に基づき融合的な領域において先端的・独創的な研究開発を行う優れた研究者を国内外から広く募り、年齢構成にも配慮しつつ計画的な採用を行い、大学院大学の教員集団の中核を形成するとともに、国際的な認知を得る。その際、外国人の研究者の割合を徐々に高め、大学院大学開学時に50%以上とすることを旨とする。

個々の研究の自由な発想に基づき、複雑な生命システムの解明に重

#### (具体的計画)

1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するための措置

#### (1) 研究者の採用等の研究開発の推進

前文にあるとおり、「機構は、生物学、物理学、化学、数理科学、計算科学等の諸分野を融合した、学際的な研究プロジェクトを展開する。そして、革新的な研究を実施するとともに従来の科学の分野の境界を乗り越えることができる新たな世代の研究者を輩出するため、科学分野間の相互作用を促すことのできる研究領域において、研究組織を創設することを旨とする。」こととする。

先行的研究事業を進めるに当たっては、外国人研究者の割合を高める

点を置いた融合的な領域における先端的・独創的な研究開発に焦点を当てる。

ため、世界中から研究者を惹きつけるよう努める。ただし、研究者の過半を外国人とすることを本中期計画期間中に達成することは困難である。

運営委員会に、本中期計画期間後半（平成19年度及び20年度）の早い時期に、新たに展開される研究の方向性について議論する国際アドバザリーグループを設置するものとする。また、平成20年度に開催する国際ワークショップに優れた採用候補者の参加を働きかける。当該時期においては、採用候補者に対し、建設中の研究施設の状況を示すことを目指す。

2 成果の普及及びその活用の促進

論文の投稿、国際的な研究会等における口頭発表、プレス発表、広報誌、利用施設の公開等を通じ、機構における研究開発の成果を広く周知・普及させるよう努める。

知的財産については必要に応じて権利化を図るとともに、研究開発成果の適切な管理、産業界との積極的な交流と有機的連携を通じ、研究開発成果の活用を図るための体制を整備する。

(2) 研究成果の普及

研究者による研究成果の国際的な学術誌への発表を奨励する。また、研究活動に関する年次報告書を作成し、世界中の研究機関に情報を発信するほか、ウェブサイト等の各種メディア、冲縄その他日本国内での講演会等を通じて、一般社会に対しても成果を紹介する。

特許、著作権等の知的財産権の保護のための管理体制を整備する。また、運営委員会の意見を踏まえて特許等に係る収入を配分する仕組みを構築するものとする。この仕組みは、将来設置される大学院大学に引き継ぐことができる。

3 研究会その他研究者の交流

融合的な研究に関する国際シンポジウムを適宜開催するほか、他機関の研究者のサバティカル・リープの利用など多様な形態による研究開発の実施、短期間・長期間の研究者の招聘や派遣などにより、研究者の交流を促進するとともに、国際的な知名度の向上を図る。

国際ワークショップやセミナーなどを継続して実施する。これらの活動の一部は、将来設置される大学院大学の教育研究活動に引き継がれていくこととなる。

4 研究者の養成及びその資質の向上

連携大学院制度等の活用により大学院生を積極的に受け入れるとともに、研究室の実働スタッフの主力として博士号を取得した研究員を

(3) 研究者養成活動

大学院大学が設置認可されるまでにはある程度の期間を要することから、それまでの間、機構は国内外の大学と協力し、連携大学院制度を活

雇用し、主任研究員の適切な指導・助言の下に研究開発を行わせることにより、最先端の科学技術研究開発を独立して行う研究能力を備えた研究者の育成を図る。また、最先端の融合分野において、大学院生、博士研究員、若手研究者を主たる対象とした国際ワークショップを開催することにより、教育課程の開発に資する。

#### 5 大学院大学の設置の準備

大学院大学の在り方、研究・教育組織、教育課程、管理運営の仕組、教学面の検討組織、財務計画などについて検討を深めるとともに、逐次必要な制度、規則等の整備を進め、大学院大学の礎を築く。

特に、多様な研究者の能力、業績を公正・適切に評価し、処遇に反映するシステムを構築するとともに、海外の研究大学と競争できる給与制度を確立する。

用するなど、学生を受け入れ指導する。このため、既に複数の著名な大  
学と接触を図り、主任研究者も独自に取組を進めている。

また、客員教授による大学院レベルの研究者養成プログラムの提供が  
開始できるよう取り組む。その際、既存の国際ワークショップやセミナー  
一等の充実や活用を図ることにより、これらのプログラムを提供する。

このプログラムについては、当初は短期間のものを想定しているが、  
施設整備の状況に応じ、サブタイカル・リーグ中の研究者を招いて、彼  
らがより長期間の活動に参画できるよう努める。

#### (4) 大学院大学設置準備活動

前述のとおり、学際的な研究を実施する研究組織を基礎として、将来  
大学院大学を設置することを目指す。設立当初は研究のみを実施し、そ  
の後大学院としての地位を獲得した先例として、米国にロックフェラー  
大学、スクリプス研究所、コールドスプリングハーバー研究所及びウッ  
ズホール海洋生物学研究所の4研究機関があり、これらを良き先例とし  
ていきたい。

大学院大学の設置に向けた準備を進めるためには、まず、大学院大学  
の教育研究分野・組織体制及び教員の人事制度についての考え方を明確  
にすることが必要である。これらの論点に関する基本的な議論には運営  
委員会が携わるものとする。これらの論点について、中期計画期間前半  
に一定の方向性を出すことを目指し、その後、大学院大学の組織規程の  
検討に着手する。このため、上記4機関の状況に通じている他、国内の  
制度にも適合したものとするため、国内の事情も理解しているコンサル  
タント等の活用を検討する。

これらの取組による成果を踏まえながら、平成19年度に大学院大学の  
学長及び主な役職員となるべき候補者に関する調査を開始することを目  
指す。

機構が行う種々の活動を大学院大学に円滑に移行させるとともに、基

本的に将来大学院大学に職員の身分を承継させることとする。

### 6 施設整備

恩納村の建設予定地で施設の供用を開始することを目指して、施設整備に関する長期的な構想を策定し、環境配慮に万全を期しつつ、業務の実施に必要な施設の計画的な整備に努める。また、施設の利用状況を点検し、スペースの有効活用に努める。

### (5) 施設整備

恩納村における新たな施設の建設計画の遂行を適切に監督するため、研究者からなる委員会を組織し、設計者に対し意見を述べることとする。また、施設整備に係る業務は、プロジェクトマネージャー等の支援を得ながら実施する。

### III 業務の効率化に関する事項

#### 1 業務運営の効率化

研究経費等の効率的な配分システムを構築するとともに、情報化を推進するなど資源活用のあるあり方を恒常的に見直す。

経費の節約を図るため、管理運営業務の効率化を行う。また、経費支出を適切に行うための財務管理の仕組を構築する。

#### 2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

##### (1) 組織運営及び財務管理

事務職員が詳細な業務計画の策定や予算管理を行えるよう、専門能力を高めるための措置を講ずる。また、必要に応じ研修を実施する。

経費の節約を図るため、管理運営業務の効率化に努める。また、経費支出を適切に行うための財務管理の仕組を構築する。さらに、予算を適切に執行するための旅費その他の管理経費の支出に係る各種規則を作成する。

#### 2 事務職員の資質の向上

服務、会計、契約、資産管理、施設整備、知的財産権、各種の安全管理等に関する法令・知識の習得のための研修を実施することにより、英語能力を含め事務職員の資質の向上に努める。

将来の大学院大学の在り方に関する検討の一環として、教員の人事制度の検討を行う際に、適切な給与体系を検討する。

また、企業等からの寄附金や競争的研究資金等の外部研究資金の獲得に努める。[※]

#### 3 評価

運営委員会において、外部研究者の協力を得ながら、機構の業務とわりわけ研究課題、研究運営及び研究業績について世界的基準から評価し、その結果を公表するとともに、研究資源の配分や研究運営の改善に活かす。

#### (2) 活動評価

運営委員会の下に先行的研究事業の研究評価を行う特別委員会を設置するものとする。既に研究を行っている主任研究者の半数については平成18年末に、残りの主任研究者についてはその2年後にそれぞれ評価を行うものとする。

その他の活動については、年次報告書を運営委員会に提出後、同委員会が評価を行うものとする。

<p>IV 財務内容の改善に関する事項</p> <p>○ 自己収入の増加 企業等からの寄附金や、競争的研究資金等の外部研究資金の獲得に努める。[※]</p>	<p>3 予算（人件費及び派遣職員経費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画        予算 別紙1のとおり        収支計画 別紙3のとおり        資金計画 別紙4のとおり</p> <p>4 短期借入金の限度額        短期借入金の限度額は10億円とし、運営費交付金の資金の出入りに時間差が生じた場合、不測の事態が生じた場合に充てるために用いるものとする。</p> <p>5 重要な財産の処分等に関する計画        重要な財産の処分等に関する計画の見込みはない。</p> <p>6 剰余金の使途        研究事業の充実、所有施設の改修、機構の行う業務の充実に充てる。</p> <p>7 その他内閣府令で定める業務運営に関する事項        (1) 施設・設備に関する計画        別紙2のとおり。</p>
--	---

	<p>(2) 人事に関する計画</p> <p>①方針</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) 業務運営の効率化により、常勤職員の増加抑制に努める。</li><li>2) 業務の充実、多様化に備え、柔軟で機動的な人員配置を行う。</li></ul> <p>②人員に係る指標</p> <p>期末の常勤職員（任期制職員を除く。）は、期初18人に対して18人以内とする。</p> <p>※この他、任期制職員を措置する。</p> <p>(3) 積立金の処分に関する事項 なし</p>
--	---